

## 「九条科学者の会事務局長談話」

2019年05月13日

「九条の会」は、大江健三郎氏等、9人の文化人の呼びかけに応え、全国で7,500ほどの「会」が雨後の筍のように発生して、憲法九条を守り、平和を実現したいと活動を続けている。日本において、これほどの市民運動が展開されたのは初めてのことである。

「九条科学者の会」は2005年3月、20名の発起人を含む196名の呼びかけによって設立され、科学に携わる方々に賛同を訴え、全国各地の大学・研究機関の九条の会と連携し、九条に関わる幅広いテーマで学習会・講演会を開くなどの活動を続けている。「九条科学者の会」は2006年3月12日に下記の「7つの行動提起」を出している。

1. 日本国憲法の改悪を阻止し、平和と民主主義を確立するため、科学者・研究者が旗幟を鮮明にして、良心を社会に示し、平和と民主主義を守る国民運動を強めていく。
2. 「九条の会アピールへの賛同署名」をさらに大きく広げていきましょう。自分が所属する大学・研究所や、専門分野の友人・知人に賛同を働きかける。
3. 諸団体が主催する講演会、シンポジウム等にも積極的に参加していきましょう。さまざまな分野の知識人・文化人・芸術家・宗教者などとの連帯活動を深めていく。
4. 個人で出来る活動に創意を発揮し、人々の目に見える活動をしましょう。例えば、友人への手紙、憲法グッズ普及、車等へのステッカー張り、自宅・居住地での九条ポスター張りなど、さまざまな活動があります。「地域九条の会」等での講師などにも積極的に名乗り出ていく。
5. 賛同署名運動を契機に、各大学・研究所・地域毎に、多様な形態で「九条の会」を作りましょう。宣伝・組織活動を強めましょう。「九条科学者の会」のホームページを活用し、運動の経験交流を全国規模で深めていく。
6. 科学者・研究者にふさわしい理論・実践活動を展開し、その成果を多くの人に知らせる。
7. 次の世代を創る主体は若者です。院生・学生への働きかけや、若者達の自主活動を積極的に支援しましょう。若者の新鮮な感性、エネルギーを運動に取り入れ、運動に「新しい風」を吹かせる。（一部、述語の最後の文言を書き換えている）

上記のような「行動提起」を持って活動を続けていた「九条科学者の会」は、事務局長永山茂樹氏が「憲法審査会の強行開催と拙速な審議に反対する」談話を発表した。衆議院憲法審査会が突然開かれ、国民投票に際してCM規制問題について質疑をした。民放連は報道の自由を盾にCM規制をしないと、改憲派に都合のよい意見を述べた。自由に報道できると強行採決されたら、必然的に、資金力のある与党が圧倒的に有利になる。自民党は憲法改定に向かつて、なりふり構わぬ方法で進めようとしているが、憲法は国家理念の基礎であるから、国民が合意できる形になるまで、慎重に対話を積み重ねてほしい。安倍一強政権の横暴な政治手法に私の怒りは収まらない。この件に関する「九条科学者の会」事務局長の談話を転載したい。

## 「憲法審査会の強行開催と拙速な審議に反対する」

自民党は、昨年から開催されていない衆議院の憲法審査会の開催を強要した。そして一部野党幹事の「合意」をとりつけ、4月25日に開催させるにいたった。さらにそこでは5月9日の憲法審査会において、民法連の関係者を参考人として招致することを決定した。一部報道によれば、5月9日の審査会で、憲法改正国民投票法の改正案を「審議」し、一気に採決まで狙っているという。しかし憲法審査会のこのような動かし方は、以下の点において、とうてい容認できるものではない。

第一に、昨年末以来、国民と野党のつよい反対によって、両院の憲法審査会は開催されておらず、また開催を必要とさせる状況の変化はまったくくない。にもかかわらず自民党は野党にたいして圧力をかけ、野党筆頭幹事との非公式懇談において4月25日の幹事会開催を押しつけ、さらに25日の幹事会において26日の審査会開催を押しつけたという経緯である。これは数の力による政治以外のなにものでもない。

このことは、憲法審査会の開催には与野党の合意を必要とする、という慣行をくつつがえすものでもある。まして憲法改正発議では特別多数が条件とされることからあきらかなように（憲法96条1項）、とくに憲法改正においては、数を頼みにした「ワイルドな」国会運営（萩生田光一・自民党幹事長代行）はあってはならないことである。

第二に、憲法改正国民投票法におけるCM規制をめぐっては、「現行法では、資金力の差によってCMの量がきまり、公平性が保たれない」とする野党と、「民放連の自主的な規制にゆだねるべきだ」とする自民党のあいだで意見はまっこうから対立している。しかも民放連は、自主規制に反対の立場をとっている。このままともな審議もなく強行採決をすれば、必然的に、憲法改正国民投票運動において、豊富な資金力のある改憲派のメッセージだけがテレビで流れるであろう。このような致命的欠陥をもった憲法改正国民投票法の審議を、わずか1日で打ち切ろうということには、一毛の正当性もない。

第三に、憲法審査会の強引な開催は、憲法9条の平和主義を否定する安倍改憲の早期実現を狙ったものだという点である。自民党は今年2月、「日本国憲法改正の考え方～「条文イメージ（たたき台素案）」なる文書を全国の所属議員に送りつけ、改憲論議をすすめることを求めている。しかしその内容は、安倍9条改憲のねらいが、自衛隊を「アメリカの指揮下で戦争のできる国」づくりに動員させるためのものであることを隠蔽し、「国民に信頼されている等身大の自衛隊をそのまま憲法に位置付けようとするもの」などと言いつくろうなど、偽りに満ちたものといわざるをえない。

いま東アジアは、武力によらない平和を実現する絶好の機会である。わたしたち日本国憲法9条の平和主義を愛する科学者・研究者は、憲法9条と立憲主義をないがしろにする憲法審査会の強行開催と、憲法改正国民投票法の拙速な審議につよく反対する。

2019年5月6日

九条科学者の会事務局長 永山茂樹

誠実な談話を受け止め、国民的な声に広げて行きたいと思う。